

(第2回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年 7月25日																				
契約業者名	常総開発工業(株)																				
契約業者の住所	茨城県神栖市賀 2108-8																				
工事の名称	R6東関道四鹿地区改良工事																				
工事場所	茨城県行方市四鹿地先																				
工事種別	一般土木工事																				
工事概要 (変更した内容について)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">道路改良</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>道路土工</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>掘削工(ICT)</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>路体盛土工</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>路体盛土工(ICT)</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>法面整形工(ICT)</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>法面工</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>植生工</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>石・ブロック積(張)工</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr><td>排水構造物工</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> </table>	道路改良	1式	道路土工	1式	掘削工(ICT)	1式	路体盛土工	1式	路体盛土工(ICT)	1式	法面整形工(ICT)	1式	法面工	1式	植生工	1式	石・ブロック積(張)工	1式	排水構造物工	1式
道路改良	1式																				
道路土工	1式																				
掘削工(ICT)	1式																				
路体盛土工	1式																				
路体盛土工(ICT)	1式																				
法面整形工(ICT)	1式																				
法面工	1式																				
植生工	1式																				
石・ブロック積(張)工	1式																				
排水構造物工	1式																				
工期(自)	令和 6年 7月26日																				
工期(至)	令和 7年 7月31日																				
変更前の契約金額	238,700,000円(税込み)																				
変更金額	+ 110,110,000円(税込み)																				
変更後の契約金額	348,810,000円(税込み)																				
変更理由	<p>1. 道路土工 関係者調整の結果、土砂運搬先に変更が生じたため、掘削工(ICT)、路体(築堤)盛土工、路体(築堤)盛土工(ICT)、法面整形工(ICT)を増工する。</p> <p>2. 法面工 関係機関協議の結果、材料変更があったため、植生マット工を増工する。</p> <p>3. 石・ブロック積(張)工 現地精査の結果、石・ブロック積(張)工については、数量精査(増)する。</p> <p>4. 排水構造物工 当初特記仕様書第90条に基づき協議した結果、U型側溝を減とし環境配慮型側溝を増工する。 工事間調整の結果、切り回しを行っていた市道について、本工事の完了に伴い復旧する必要が生じたため、側溝工及び集水柵・マンホール工を増工し、地下排水工及び排水工については、数量精査(減)する。</p> <p>5. 舗装工 工事間調整の結果、切り回しを行っていた市道について、本工事の完了に伴い復旧する必要が生じたため、舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工を増工する。</p> <p>6. 縁石工 工事間調整の結果、切り回しを行っていた市道について、本工事の完了に伴い復旧する必要が生じたため、縁石工を増工する。</p> <p>7. 構造物撤去工 現地精査の結果、本線部の施工範囲内に支障物が発見されたため、構造物撤去工を追加する。</p> <p>8. 仮設工 工事間調整の結果、切り回しを行っていた市道について、本工事の完了に伴い復旧する必要が生じたため、水替工、仮水路工及び工事用道路工を増工する。 関係者調整の結果、隣接区間で排水路の整備が必要となったが農繁期前に施工する-2- 必要があるため、本工事に水替工及び仮水路工を増工する。</p> <p>関係者調整の結果、防火対策として遮水シートの設置が必要となったため、法面工を追加する。 現地精査の結果、縦断管の施工にあたり立て込み簡易土留での施工が適切と考えられるため、土留仮締切工を追加する。</p> <p>9. 工期は元設計とおりとする。</p>																				